

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社マネーパートナーズグループ	コード	8732
提出日	2024/5/30	異動（予定）日	2024/6/21
独立役員届出書の提出理由	・第20回定時株主総会において取締役選任議案が付議されるためであります。 ・古河久人氏と高井裕之氏が第20回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により取締役を退任されるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の 同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし		
1	百瀬 茂	社外取締役	○										△							有
2	根本 博史	社外取締役	○															○		有
3	川東 憲治	社外取締役	○															○		有
4	松本 英昭	社外取締役	○															○		有
5																				

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	百瀬茂氏は、2004年5月に大和証券エスピーキャピタル・マーケット株式会社（現大和証券株式会社）を退職しており、現在は同氏と当社の主要株主である株式会社大和証券グループ本社に関係はございません。	百瀬茂氏は、金融商品取引業を営む企業での会社経営やコンプライアンス、業務に関する経験を豊富に有しており、経営全般に関する監督と有効なアドバイスが期待されることから社外取締役として選任いたしました。左記のとおり2004年5月に大和証券エスピーキャピタル・マーケット株式会社（現大和証券株式会社）を退職しており、現在は百瀬茂氏と当社の主要株主である株式会社大和証券グループ本社に関係はなく、東京証券取引所の独立性の判断基準に照らして、同氏と株主との間で利益相反となるおそれは無いものと判断し、独立役員として選任いたしました。 なお、当社連結ベースでの監査の実効性を高めるため当社子会社である株式会社マネーパートナーズの監査役を兼任しておりますが、当社の一般株主との利益と相反しないことから、高い独立性を有しているものと判断しております。
2		根本博史氏は、会計の専門家であり、公認会計士としての職業倫理、専門能力による高い監査機能と財務・会計に関する高度なアドバイスが期待されることから社外取締役として選任いたしました。 東京証券取引所の独立性の判断基準に照らして、当社との間に特別の利害関係がないことから、同氏と株主との間で利益相反となるおそれは無いものと判断し、独立役員として選任いたしました。
3		川東憲治氏は、法律の専門家であり、また、金融庁証券取引等監視委員会検査官や大手投資銀行でのインハウス弁護士としての執務経験から金融法務等における豊富な経験を有しており、弁護士としての職業倫理、専門能力による高い監査機能と法律面での高度なアドバイスが期待されることから社外取締役として選任いたしました。 東京証券取引所の独立性の判断基準に照らして、当社との間に特別の利害関係がないことから、同氏と株主との間で利益相反となるおそれは無いものと判断し、独立役員として選任いたしました。 なお、当社連結ベースでの監査の実効性を高めるため当社子会社である株式会社マネーパートナーズの監査役を兼任しておりますが、当社の一般株主との利益と相反しないことから、高い独立性を有しているものと判断しております。
4		松本英昭氏は、短資会社での会社経営に関する経験や専門的知見を豊富に有しており、経営全般に関する監督と有効なアドバイスが期待されることから社外取締役として選任いたしました。 東京証券取引所の独立性の判断基準に照らして、当社との間に特別の利害関係がないことから、同氏と株主との間で利益相反となるおそれは無いものと判断し、独立役員として選任いたしました。 なお、当社連結ベースでの監査の実効性を高めるため当社子会社である株式会社マネーパートナーズの監査役の兼任しておりますが、当社の一般株主との利益と相反しないことから、高い独立性を有するものと判断しております。
5		

## 4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。